

中国四国学生柔道連盟後援会規約

本部 〒745-8566 周南市学園台843-4-2

第1章 総 則

- 第1条 本会は、中国四国学生柔道連盟後援会と称す。
- 第2条 本会の本部は、周南市におく。
- 第3条 本会は、学生柔道の健全なる育成と加盟会員相互間の親睦を図るを以て目的とする。

第2章 組 織

- 第4条 本会はこの会の趣旨に賛同し総会において認められた次の会員を持って組織する。
1. 中国四国学生柔道連盟加盟大学（校）OB
 2. 学生柔道界の先輩、その他

第3章 役 員

- 第5条 本連盟に次の役員をおく。
- 会長1名、副会長若干名、顧問若干名、季員長1名、副委員長若干名、常任委員若干名、委員若干名、監査委員2名。
- 第6条 会長・副会長は常任委員会の議を経て、総会の承認により之を推挙する。
- 会長は本会を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは之を代行する。
- 常任委員及び顧問は総会の承認により之を推挙する。
- 第7条 委員は加盟校OBより若干名及び会長指名により之を推挙し、総会の承認により会長之を委嘱す。
- 委員長及び副委員長は常任委員会の互選により選出し、委員長は委員会を総括する。
- 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは之を代行する。
- 常任委員は業務の遂行にあたる。監事は会計を監査する。
- 第8条 各役員の任期は2カ年とし、重任を妨げず。
- 加盟校OBより選出された役員に欠員が生じた場合すみやかにその加盟校より補欠役員を選出しなければならない。
- 但し補欠役員は、次期役員選出までその役を継続するものとする。

第4章 会 議

- 第9条 本会の会議を分けて、定期総会、臨時総会、常任委員会並びに委員会とする。
- 第10条 総会は本会の最高決議機関にして、第4条に規定せる会員を以て之を組織し、会長之を招集する。
- 第11条 定期総会は、毎年1回之を開催し、予算、決算、事業計画、役員選出、並びに其の他重要

事項の大綱を審議決議する。

臨時総会は、委員会において必要と認めたるときは之を開催する。

第12条 委員会並びに常任委員会は、必要に応じて委員長之を招集する。

第13条 すべて会議は出席者（委任状を含む）を以て成立し、その議決は多数決とする。可否同数の場合は議長之を決す。

第5章 事業

第14条 本会は次の事業を行なう。

中国四国学生柔道連盟の後援、其の他本会の目的達成に関する事業にして、総会の承認を経たるもの。

第6章 会計

第15条 本会の経費は、後援会費、会の事業により生じたる収益金、寄附金、その他を以て之に充てる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 附則

第17条 本会の規約は、総会出席者の2/3以上の賛同を得て、之を改正することができる。

第18条 本会会員にして、会の名誉を汚したるときは、常任委員会の決議により、除名することができる。

第19条 本会の役員は中国四国学生柔道連盟の会員として推挙される。

第20条 当分の間本会の運営は、中国四国学生柔道連盟に委託する。